受益者負担金とは?

●受益者負担金とは?

下水道が整備されることにより、台所・トイレ等が水洗化され、より快適な生活が出来るようになり、土地の付加価値も高まることになります。

一般の公共施設(道路・公園等)は利用者が不特定多数であることから、通常全額市費で建設されておりますが、下水道事業のように限られた区域内のみに建設費用を全額市費で賄うことは、下水道が整備出来ない区域との負担の公平を欠くことになります。このようなことから、下水道区域内の受益者の皆さんに下水道の建設費の一部を負担して頂くのが受益者負担金です。

●受益地となる土地は?

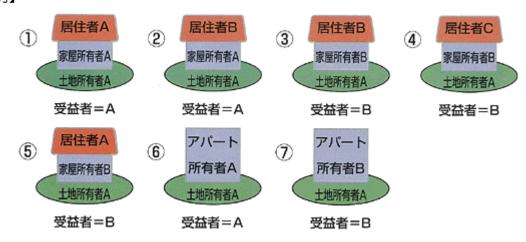
中津川処理区は受益者負担金が土地に対して掛かります。基本的に処理区域内にある宅地・工場・店舗・田・畑・山林・駐車場等すべての土地が対象となりますが田・畑・山林等については、宅地化されるまで負担金の賦課は保留されています。

●受益者負担金を納めていただく人は?

対象箇所の土地所有者が、負担金を納めていただく方(受益者)になります。

ただし、そこが第3者所有の土地であったり、建物所有者と土地所有者が違うな ど賃貸借の権利が発生する場合においては、その権利者との話し合いによって受益 者を決めていただき、申告をしてください。

【例】



●受益者負担金の額は?

中津川処理区の負担金は土地に対して賦課されます。

土地面積1㎡あたり327円(1坪換算で約1,080円)で、この単価に受益土地の公簿面積(課税台帳の土地データ)を掛けて負担金を算出します。

負担金はその土地に対して一度だけ掛かるものです(固定資産税のように毎年 掛かるものではありません)

【例】100坪(330.57㎡)の土地 330.57㎡×327円=108.090円

●納付方法

納付方法は負担金を5年に分割し、さらに1年を4期に分けて納めていただく 分割納付と、負担金を一度に支払っていただく一括納付が選択できます。

ー括納付を選択していただいた場合は、13.5%の報奨金が交付されます。

負担金の納期

第1期	6月1日~6月30日まで
第2期	9月1日~9月30日まで
第3期	11月1日~11月30日まで
第4期	翌年2月1日~2月末日まで